

大雪等により被災された農林漁業者の皆様へ

農林水産関係の被害に対する活用可能な制度

令和8年1月
農林水産省

目 次

<農林水産業>	
経営再建に必要な資金を調達したい	1
<農業>	
被災した園芸施設に係る農業共済の対応等について	2
園芸施設共済について	3
農業用ハウスの施工業者が確保できない	4
被害果樹の植替え等について	5
農地や水路、林道等を復旧してほしい	6
鳥獣被害防止施設の復旧をしてほしい	7
<林業>	
被災した森林の復旧や被害木の伐採をしてほしい	8
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の 撤去・復旧・整備をしてほしい	9
<水産業>	
漁港施設等の復旧をしてほしい	10
漁船、漁具等が被災してしまった	11
共同利用施設が被災してしまった	12
内水面漁業を再開したい	13

※ 本支援対策は、予算の範囲内で実施。

被災農林漁業者の経営再建に必要な資金については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業

対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
経営再建のための農林漁業セーフティネット資金や施設の復旧のための農林漁業施設資金等の災害関連資金	長期・低利の借入れが可能	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL : 03-3501-3726 (林業関係) 林野庁企画課 TEL : 03-3502-8037 (水産関係) 水産庁水産経営課 TEL : 03-6744-2347

農業共済における共済金の早期支払等を実施しています。

○ 支援事業と農業者の負担割合

支援内容	対応事業	農業者の負担割合	担当及び問合せ先
被災した農作物等に対する共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金の早期支払い		
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じた共済金の支払い	加入時に 国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL：03-3502-7380
	撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用に係る共済金の支払い		
収入保険の補填金の支払等	被災した収入保険加入者に対し、全国農業共済組合連合会が補填金の支払を実施。被災により補填金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に無利子のつなぎ融資を実施（これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。）	加入時に 国：保険料の50% 農業者：保険料の50% 国：積立金の75% 農業者：積立金の25%	経営局 保険課 TEL：03-6744-7148

- ◎補償対象:ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等(※暖房器具、栽培棚などの附帯施設や撤去費用も補償の対象に追加可能)
- ◎補償対象とする事故:風水害、雪害などの自然災害(地震及び噴火を含む)の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償
- ◎補償額:築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割)を設定(※どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償)

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外):復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約:新築時の資産価値の最大2割を補償

- ◎補償の下限:損害額が3万円を超える場合に補償(特約を付加すれば、1万円を超える場合に補償)

- ◎補償期間:1年間

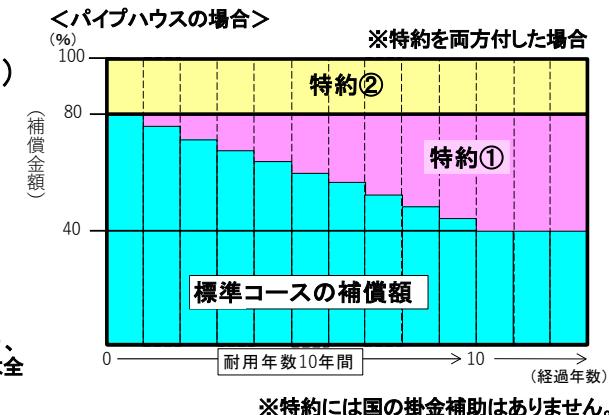
- ◎掛金:掛金の半分は国が負担(標準コース)

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き(最大5割引)

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 26,000円	全損した場合の共済金 283万円

※試算の前提:パイプハウス(19mm)、4年経過(被覆材は毎年張替)、10a、新築時の資産価値426万円、現在価値353万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

- 小さな被害を補償範囲から外すことにより、掛金が大幅割引きになります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円 (43%割引)	
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,500円 (67%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 3,100円 (88%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,100円 (96%割引)	
	全損した場合の 共済金 283万円
	標準コースと 変わらない

※試算の前提是標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

○集団加入割引

生産部会等の集団で加入すると、掛金を5%割り引きます。

○太いパイプハウスの割引

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスや補強により同程度の強度を満たすパイプハウスは、掛金が15%安くなります。

○耐用年数を大幅に超過した施設の除外

全棟加入が原則ですが、耐用年数を大幅に超過した施設(耐用年数の2.5倍)を補償範囲から外すことにより掛金を安くすることも可能です。

資材メーカー、ハウスメーカーへの協力要請及び各都道府県のハウス施工業者の営業所等を紹介しています。また、農業者自らが施工を行えるよう、自力施工の手順や留意点を記載したマニュアルを紹介しています。

○ 資材メーカー等への協力要請、施工業者等の紹介

各都道府県のハウス施工業者の営業所等は、農林水産省のホームページで紹介しています。地域の店舗に注文が集中し、資材の確保や施工に長時間を要することが見込まれる場合は、近隣都道府県の店舗への発注についてもご検討ください。

また、早期復旧を図るために行政、農業者団体、ハウスメーカー等の関係者が被害状況や復旧の進捗状況等を共有することが有効であり、各県において、そのための連絡会議などを設置することもご検討いただくようお願いしているところです。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>
(農林水産省HP「施設園芸の台風、大雪被害防止と早期復旧対策」2(イ)ハウス施工業者リストを参照)



○ 自力施工

注文から施工まで期間を要する場合は、生産者自らが施工を行うこと（自力施工）も有効です。

自力施工にあたっては、全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

http://www.agri.zennoh.or.jp/N_index.aspx



また、生産者部会等で被災農業者による施工体制を整備し、他の被災農業者のハウスの施工を共同で請け負う、施工業者の工事に作業者として参画する等の取組も有効です。

早く！ 安く！ 安全に！

自力施工！

パイプハウスの
自力施工ならコストダウン！

こんな風に、ございませんか？

① 工事費が高い…

自力施工ならコストダウン！

費用のうち、施工費を削減して、約20%のコストダウンに繋がります。

② 注文してから時間が掛かる…

自力施工なら待たずに着工！

資材注文後、施工業者を待たずに、すぐ着工できるので、災害後の混雑時にもスピーディに対応出来ます。

③ でも建て方が分からない…

自力施工はマニュアル&動画で安全安心！

全農ホームページで「パイプハウス建て方マニュアル」と解説動画を公開中！

安全に配慮した施工に役立てられます。

→マニュアル、動画の詳細はウラ面をご覧下さい。

農林水産省 農産局 園芸作物課 TEL 03-3593-6496

被害果樹の植替えやこれにより生じる未収益期間の幼木の管理等の取組に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農業者の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
植替え及び未収益期間の幼木の管理	持続的生産強化対策事業	<p>国：定額 農家：事業費と補助額の差額</p> <p>＜植替えや幼木の管理に係る経費＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17万円/10a（りんご等の落葉果樹） ・23万円/10a（みかん等のかんきつ）等 ・未収益期間の幼木の管理経費：22万円/10a <p>※自然災害時の特例として、以下の支援が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果樹の同一品種（産地の振興品種）への植替え ・被害を受けた樹体ごとの「スポット的な植替え」 (被害を受けた樹体を含めた植替えの総面積が農家単位で概ね2a以上) 	農産局 果樹・茶グループ TEL:03-3502-5957

被災した農地や水路等、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等または林道を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等 ※嵩上げされた補助率は過去5か年の実績の平均であり、目安として記載。	担当及び問合せ先
農地や水路の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 災害復旧事業（農地・農業用用排水路等） による支援 (事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等)	国：農地 50% 農業用施設 65% 〔暫定法による補助率嵩上げ 農地 約86%※ 農業用施設 約95%※〕 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
農林水産物倉庫等の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援	国：20% 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL:03-6744-2142
林道の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、 林道施設災害復旧事業 による支援 (事業実施主体：地方公共団体、森林組合等)	国：奥地 65% その他 50% 〔暫定法による補助率嵩上げ 約83%※〕 施設管理者（県、市町村、森林組合等） ：100%-国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

鳥獣被害防止施設を再整備する場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額※、1／2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担) ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

治山対策の実施や被災した森林の早期復旧を支援するとともに、森林保険における保険金の早期支払等を実施しています。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
雪崩被害地等における治山対策	治山事業により、被災地域における山地の雪崩等による災害を防止するための雪崩防止柵の設置等を支援 (事業実施主体：国、都道府県)	国 : 1/2 県 : 1/2 〔※災害復旧等事業の場合 国 : 2/3等 県 : 1/3等〕 (国と都道府県の費用負担により事業実施。 ただし、国有林については国負担 : 10/10)	林野庁 治山課 TEL : 03-6744-2308
被災した森林の復旧・整備	森林整備事業により、被災森林における被害木の除去・植栽や被災した森林作業道の復旧等を支援 (事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等)	国 : 3/10 県等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL : 03-3502-8065
保険金の早期支払	森林保険の加入者に対し、保険金の早期支払い	—	林野庁計画課 TEL: 03-6744-2246
継続契約の締結手続き期限を猶予	災害救助法が適用された場合に、適用区域に係る森林保険継続契約の締結手続きを猶予	—	

木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備の支援や、被災施設の撤去等の支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と林業者等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等の復旧・整備	林業・木材産業循環成長対策により、被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等の解体、撤去・復旧・整備及びきのこ・コンテナ苗生産資材の導入を支援	<p>国 : 1/2 県等 : 県等と市町村による負担 林業者等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p> <p>・木材加工流通施設は、1事業費、おおむね500万円以上 ・特用林産振興施設は、1事業者、おおむね100万円以上 ・コンテナ苗生産基盤施設は、1事業費、おおむね50万円以上 であれば支援が可能。 (点検、修理のみを行う場合は、下限なし) (きのこの生産資材の導入は事業費の下限なし)</p>	<p>(木材加工流通施設) 林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2292</p> <p>(特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059</p> <p>(コンテナ苗生産基盤施設) 林野庁整備課 TEL : 03-3502-8065</p>
被災施設の撤去			

漁港施設等が被災した場合、復旧に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
漁港施設等の復旧	漁港施設災害復旧事業により、漁港施設等の復旧を支援	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港施設等の再度災害防止	漁港施設災害関連事業により、漁港施設災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止し構造物の強化等を支援	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638

漁船保険における、保険金の早期支払等を実施しています。また、必要な漁船、漁具等についてリース方式による導入に必要な経費の支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
保険金の早期支払	<p>漁船保険の加入者に対しては、損害審査を迅速に行い、保険金の早期支払を実施</p> <p>【漁船保険の内容】 漁船について、滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害（修理費等）を填補</p>	<p>加入時に</p> <p>国：純保険料の概ね40%</p> <p>漁業者：純保険料の概ね60%</p>	<p>水産庁 漁業保険管理官 TEL：03-6744-2357</p>
漁船、漁具等のリース	<p>被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入について水産業成長産業化沿岸地域創出事業により支援</p>	<p>国：リース事業者に対し漁船・漁具等の取得費の1/2以内 上限額：漁船2.5億円、漁具等1.5億円等 下限額：150万円 漁業者：補助残分をリース料で支払</p>	<p>水産庁 研究指導課 TEL：03-6744-2031</p>

被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の機能の向上を図るための新築、改築等に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等	浜の活力再生・成長促進交付金により、共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等を支援	国 : 1/2、4/10、1/3等 県等 : 県と市町村による負担 漁協等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-6744-2391

内水面資源の復旧のために実施する増殖に必要な種苗の生産経費等に対して支援を受けることが可能です。

○ 支援事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	補助率等	担当及び問合せ先
内水面資源の復旧のために実施する増殖に必要な種苗の生産経費等	浜の活力再生・成長促進交付金により、内水面資源の復旧のために実施する増殖に必要な種苗の生産経費等を支援	国 : 1/2 県等 : 1/2	水産庁 栽培養殖課 TEL : 03-3502-8489
種苗生産施設等の復旧	工事費40万円以上/箇所であれば、農林水産業共同利用施設災害復旧事業による支援	国 : 20% 県等 : 県と市町村による負担 漁業者 : 100% - (国の負担 + 県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638 大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL : 03-6744-0578